

北川流域委員会設立準備会の規約(案)

資料-3

(名 称)

本会は、北川流域委員会設立準備会(以下「設立準備会」という)と称す。

(目 的)

設立準備会は、北川水系河川整備計画の策定にあたり、北川のあるべき姿を踏まえつつ、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき同整備計画(案)の策定に向け学識経験者の意見を聴くため等、設置が予定されている「北川流域委員会」(以下「委員会」という)の構成委員、運営のあり方等について、答申を行うことを目的とする。

(設 置)

設立準備会は、近畿地方整備局福井河川国道事務所長(以下「事務所長」という)が設置する。

(組織等)

設立準備会の委員は、審議の透明性・中立性等を確保するため学識経験を有する者のうちから、別紙のメンバーを事務所長が選定し委嘱する。委員の任期は平成19年3月22日から設立準備会の終了までとする。

(情報公開)

設立準備会の会議、会議資料、議事内容については原則として公開とする。公開方法については設立準備会が別途定める。

(委員長)

設立準備会には、委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。委員長は会務を総括し、設立準備会を代表する。

(会 議)

会議は委員長が召集し、設立準備会が運営を行う。設立準備会は、委員の2/3以上の出席をもって成立する。委員の代理出席は認めない。設立準備会は出席者の過半数をもって意志決定を行う。同数の場合は、委員長の裁量に委ねる。

(河川管理者の立場)

河川管理者は、設立準備会の議事およびとりまとめには関与しない。ただし、設立準備会の委員から意見を求められた時、または委員長の了解を得て説明や意見を述べることができる。

(庶務)

設立準備会の事務局は福井河川国道事務所に置き、設立準備会の指示により、以下の庶務をとり行う。

- ・会議資料の作成
- ・議事録の作成
- ・会議内容のとりまとめおよび公表資料案の作成
- ・設立準備会議事・運営補助
- ・その他委員長の指示する事項

(規約の改正)

本規約の改正は、委員全員の同意を得てこれを行う。

(雑則)

本規約に定めるもののほか、設立準備会の運営に関し必要な事項は、設立準備会において定める。

(施行期日)

付則 この規約は、平成19年3月22日から施行する。